

剣道指導者(中央講習伝達)講習会実施要項

1 開催日時

令和3年6月26日(土)

受付 9時00分～9時20分 開講式9時30分

2 開催場所

光市総合体育館

〒743-0011 光市大字光井1941-1 TEL0833-72-9100

3 主催者

(1) 一般財団法人 山口県剣道連盟

(2) 光市剣道連盟

4 講師

中央講習会受講講師

剣道教士八段 堤 慶一 先生

5 受講対象者 山口県内剣道連盟地区会員(段位制限なし)

6 講習内容(別添1「講習会日程表」のとおり)

※講習内容は、講師の都合等により変更することがあります。

7 受講料 2,000円

※受講料の返金

講習会前日(6月25日(金))の午前中までに、欠席の連絡を頂いた方には受講料の返金をいたしますが、それ以降の欠席連絡の方には返金は致しませんのでご了承ください。

8 受講申込み

(1) 講習会受講希望者は、各地区剣道連盟の事務責任者に申し込んでください。

(2) 各地区剣道連盟事務責任者は、受講者を取りまとめ、6月18日(金)までに「別添2 剣道指導者講習会受講申込書」を山口県剣道連盟事務局に送付(FAX、郵送、メール可)するとともに、受講料は、下記口座に郵便振替にて送金してください。

【剣道指導者講習会受講申込書の送付先】

〒753-0083 山口市後河原237-1 警察体育館別館内

(一財)山口県剣道連盟 宛

【受講料の振込口座】

加入者名	(一財) 山口県剣道連盟
口座番号	01550-3-3820

※講習会の受講は、「称号審査を受審する場合の要件、公認審判員の資格を保有する場合の条件、段級位審査員の選考基準」となりますので、是非受講して下さい。

また、中・高体連の剣道大会、地区剣連主催の剣道大会等で審判を務められる会員の方、地区で少年に対する剣道指導をされている会員の方は是非受講されることを推奨いたします。

9 携行品

剣道具、木刀（大・小）、審判旗、剣道試合・審判規則、同細則（H30.4.1 全剣連発行）、剣道試合・審判・運営要領の手引き、剣道講習会資料（H29.4.1 全剣連発行）、筆記具

※審判旗をお持ちでない方は、主催者において準備いたします。

10 安全対策

(1) 新型コロナウイルス対策

- ① 参加者は、**面マスク（口・鼻を覆うもの）**及び不織布マスク等及び**面にはマウスシールドを確実に着用**してください。
- ② 参加者は、「参加者チェック表」（山口県剣道連盟ホームページ様式集に掲載したものを使用）に氏名、住所、電話番号、当日測定した体温等の必要事項を記載、確認事項のチェックを行い、受付時に提出すること。なお、「**参加見合わせ事項**」に該当する又はその疑いがある場合は、**参加を見合わせる**こと。
- ③ **県外に居住する参加者は、開催日の2週間前から県内に滞在**し、感染防止対策を徹底すること。
- ④ **県内に居住する参加者は、開催日の2週間前から県外への旅行等を中止又は自粛**するなど新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底すること。

(2) 一般的安全対策

- ① 参加者は、各自十分健康管理に留意してください。
- ② 主催者においては審査中に傷害等が発生した場合は応急措置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合の治療費は個人負担とする。
なお、主催者は参加者に対し傷害保険に加入（会場への往復途上は含まない。）する。※入院：日額5,000円 通院：日額3,000円
- ③ 受審者は健康保険証を持参すること。

11 個人情報法への対応

申込書に記載されている個人情報は、山口県剣道連盟が実施する本講習会の運営及び当剣道連盟ホームページへの掲載等のために利用します。

12 その他

- (1) 昼食の斡旋をいたしませんので、受講者は各自昼食の準備してください。
- (2) 講習会修了者には、受講証明を行うほか、山口県剣道連盟講習会受講者名簿に登録します。**(受講証明書を必ず持参して下さい。)**
- (3) 受講料、講習会資料代は、受講申込みと同時に郵便振替にて送付して下さい。
- (4) 「剣道試合・審判規則、同細則」(H31.4.1 全剣連発行 400円)、「剣道試合・審判・運営要領の手引き」(200円)、「剣道講習会資料」(H29.4.1 全剣連発行 500円)が必要な場合は、受講申込みに併せて申し込んで下さい。
- (5) ゴミの廃棄について：持ち込まれたものから発生したゴミ等は、持ち帰りをお願いします。
- (6) 喫煙について：喫煙される場合は、指定場所がありますので、指定場所でのみ喫煙をお願いします。